

年金記録問題のこれまでの取組みと今後の対応

1	年金記録問題の概要	1
2	年金記録問題への対応	2
	(参考) 年金記録問題の経緯	4
3	対策の作業進捗状況	5
4	対策の成果	7
5	今後の年金記録問題への対応	8
	< 現況についての参考資料 >	13

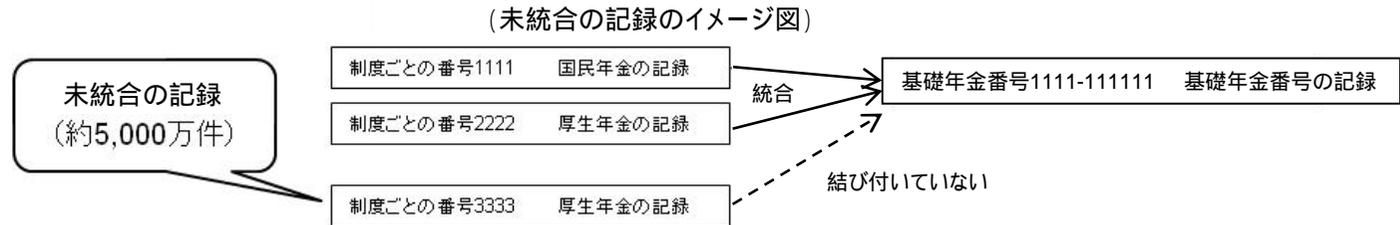
平成24年7月24日
厚生労働省年金局
日本年金機構

1 年金記録問題の概要

未統合記録(5,095万件)問題

< 基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題 >

年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在



記録の内容に誤りがある問題

< 誤りのあるコンピュータ記録の問題 >

年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

< 遑って訂正された年金記録の問題 >

国の厚生年金記録が遑って訂正された際に、給与額(標準報酬月額)が実際より低く変更されたり、勤務期間が実際より短くされたケースが存在。

2 年金記録問題への対応

		対 策	
		事 項	内 容
I 未統合記録 (5,095万件) 問題 どの基礎年金番号にもつな がっていない被保険者記録 をご本人の基礎年金番号に 結びつける	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人
	フォローアップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。	
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットという。）や旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人
	加入期間10年未満 の黄色便	黄色便の対象外としていた加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、過去10年に遡って国民年金の保険料の納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給と結び付く可能性があることや、受給資格期間を10年に短縮する法案が提出されたことを考慮し、住基ネットとの突合せにより持ち主の可能性が高い方について、黄色便を送付する。	送付時期 24年6月～7月 送付数 約45万人
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人
	共済年金受給者の フォローアップ	グレー便の送付において、突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットからカナ氏名を取得し再度突合せを行い、一致したものに対して、個別に確認作業を実施した。	確認作業時期 24年3月～ 対象者数 1,979人
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6,610万人 23年度 約6,525万人
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りが無いかをご本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2,632万人
	⑥再送付便 (未送達)	(ア) 受給者便の未送達の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。 (イ) 「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が未送達となっている方のうち、「住基ネット」との突合により住民票コードの収録ができた方に対して、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、ねんきん定期便を再送付した。 (ウ) 黄色便や無年金・未請求者関係のお知らせの未送達の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付する。	送付時期 24年2月 送付数 約2万人 送付時期 24年3月 送付数 約51万件 送付時期 25年3月（予定） 未送達人数 ・黄色便 約10.5万人 ・無年金・未請求者関係通知 約3.5万人

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
Ⅱ 記録の内容に誤りがある問題 厚生年金の加入期間や標準報酬、国民年金の納付記録等に誤りがあるものについて適正化を図る	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にコンピュータ記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	国民年金特殊台帳（国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの）とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑥参照)	
Ⅲ その他	年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、総務省年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・国年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等) ・包括的意見による基準(賞与事案、同一企業等内転出事案等)	実施時期 20年4月～
	総務省年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。	実施時期 19年6月～
	脱退手当金支給の事実確認	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある方に対して実際に脱退手当金の支給を受けたかどうかを確認いただくためのお知らせの送付を行った。	実施時期：平成22年9月 送付数：約14.3万人
	年金未請求者に対する勧奨	年金受給資格を有しながら請求をされていない方などに対し、請求を行っていただくよう手続きの勧奨を行った。 ①年金の受給資格期間を満たしてしながら請求を行っていない方に対するお知らせ ②70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方に対するお知らせ ③オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ	実施時期及び送付件数 ①22年9月：約6.5万人 ②22年9月：約1.6万人 ③21年12月：約50万人

(参考)年金記録問題の経緯

平成19年	2月	5000万件の未統合記録の存在が明らかとなる(衆議院調査局予備的調査報告)
	6月	総務省に年金記録確認第三者委員会設置
	12月	ねんきん特別便(名寄せ特別便)送付開始
平成20年	4月	ねんきん特別便(全員特別便)送付開始 年金事務所段階での記録回復基準(確定申告書等がある国民年金事案など)
	5月	グレー便送付開始 国民年金特殊台帳突合せ開始
	6月	黄色便送付開始
	10月	標準報酬等の遡及訂正事案における2万件戸別調査開始
	12月	年金事務所段階での記録回復基準(標準報酬等の遡及訂正事案)
平成21年	4月	ねんきん定期便送付開始
	10月	年金記録回復委員会設置
	11月	ねんきん特別便に関し、市町村の協力を得てフォローアップ照会を開始
	12月	受給者便(標準報酬記録)送付開始 年金事務所段階での記録回復基準(不適正な遡及訂正が行われた可能性のある6.9万件事案、一定の要件を満たす2年以下の未納期間についての国民年金事案)
平成22年	1月	日本年金機構発足
	3月	年金記録問題工程表策定(毎年改定)
	4月	厚生年金基金記録との突合せ開始 年金事務所段階での記録回復基準(まだらの脱退手当金事案)
	9月	年金未請求者に対する勧奨開始 脱退手当金の受領確認お知らせの送付開始
	10月	紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始
平成23年	2月	ねんきんネット開始
	10月	年金事務所段階での記録回復基準(包括的意見に基づく記録回復基準、預り証がある国民年金事案など)
平成24年	2月	再送付便発送開始

3 対策の作業進捗状況

()内はデータの時点

対策		作業進捗状況	
		対象数(A)	処理数(B) (B/A%)
I 未統合記録 (5,095万件)問題	①特別便 (24年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約8,154万人 うち「訂正あり」 約1,301万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約6,853万人 〔 未回答 約2,483万人 未送達 約236万人 〕	(処理状況) ・ 処理数 約1,273万人(98%) うち記録判明 約943万人
	フォローアップ照会 (24年4月末)	(対象者) ・ 対象者 約88万人 うち接触ができた人数 約77万人 … 対象者(A) うち接触困難等 約11万人	(処理状況) ・ 処理数 約77万人(ほぼ100%) うち記録判明 約59万人
	②黄色便 (24年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約165万人 うち「訂正あり」 約152万人 … 対象者(A) うち「訂正なし」 約13万人 〔 未回答 約85万人 未送達 約12万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約152万人(ほぼ100%) うち記録判明 約131万人
	加入期間10年未満の黄色便	(24年6~7月送付)	
	③グレー便 (24年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数 約58万人 … 対象者(A) 〔 未回答 約9.3万人 未送達 約0.5万人 〕	(処理数) ・ 処理数 約58万人(ほぼ100%) うち記録判明 約44万人
	共済年金受給者のフォローアップ (24年6月末)	(対象者) ・ 対象者 1,979人 うち接触ができた人数 約1,485人 … 対象者(A) うち接触困難等 約268人	(処理状況) ・ 処理数 約1,485人(100%) うち記録判明 1,156人
	④定期便 (24年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約235.1万人 … 対象者(A) 〔 未送達 21年度 約122万人 22年度 約103万人 23年度 約89万人 ※23年度までに送付したものの状況 (注)再送付便に係る回答を含む 〕	(処理数) 約228.8万件 (97%)
	⑤受給者便 (24年4月末)	(受付状況) ・ 回答件数(注) 約87.2万人 … 対象者(A) (注)再送付便に係る回答を含む	(処理数) 約87.1万件 (ほぼ100%)

対 策		作 業 進 捗 状 況	
		対 象 数 (A)	処 理 数 (B) (B/A%)
II 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合(24年5月末)	約7,900万人 ※遺族年金の基となっている死亡者を含む	約3,524万人(約45%)
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合(24年4月末)	3,096万件	3,096万件(100%)
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ(23年12月末)	(延べ人数) 3,731万人 (注)対象オンライン記録数約4,000万件について、名寄せ等を行った件数	3,452万人(約93%)
	④標準報酬等の遡及訂正事案(24年4月末)	2万件戸別訪問調査 ※「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復の申立ての意思あり」との回答があった事案(従業員事案) 1,602件	1,602件(100%)
III その他	年金事務所段階における記録回復(24年4月末)	記録回復の申立て件数(累計) 250,279件	年金事務所段階における記録回復 10,189件 (厚生年金 8,398件、国民年金 1,791件) 申立ての取下げ 19,551件
	総務省年金記録確認第三者委員会(24年4月末)		第三者委員会への送付 226,293件 (参考)第三者委員会へ送付されたもの(累計)226,179件(24年4月22日時点)のうち、あっせん 100,741件、非あっせん 111,436件、申立ての取下げ等 10,495件
	脱退手当金支給の事実確認(24年4月末)	・申立て件数 4,547件	・年金事務所段階で記録回復 196件 ・第三者委員会へ申立て 4,125件 ・申立て取下げ 204件
	年金未請求者に対する勧奨(23年7月末)	①「年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 27,908人(対象者全体では39,101人) ②「70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方」に対してお知らせを送付した後、裁定された方 3,521人(対象者全体では5,161人) ③「オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方」に対するお知らせを送付した後、裁定された方 57,730人(対象者全体では71,091人)	

4 対策の成果

()内はデータの時点

課題	対策	回復人数等
I 未統合記録(5,095万件)問題	特別便等各種便①～⑥ (24年6月末)	1,296万人(平成18年6月以降) 〔 受給者604万人 被保険者等692万人 〕
II 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ (24年5月末)	508,364人 〔 回復見込額の累計(年額)約63億2千万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.2万円 〕
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ (24年4月末)	7.9万件 〔 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円 〕
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (24年5月末)	233,451件 (一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上。)
	④ 標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 (従業員事案1,602件) (24年4月末)
	年金事務所段階における記録回復 (2万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (24年4月末)	4,601件

記録訂正による
受給者の年金額(年額)
の増額の累計
(平成20年5月以降)

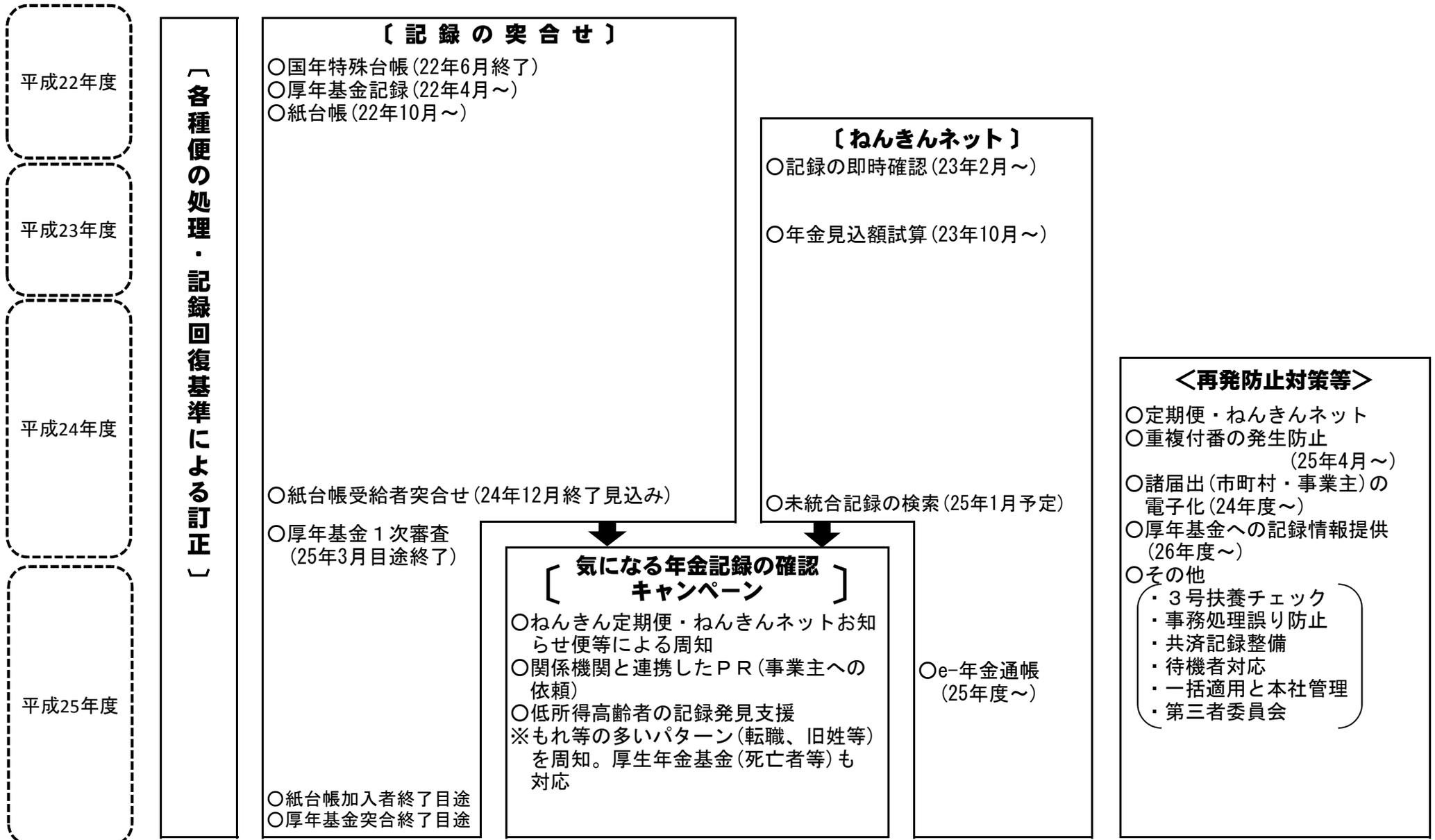
785億円(179万件)

65歳から受給し
た場合の回復総
額(生涯額)
約1.6兆円
(24年5月)

- ※1 無年金者からの回復事例 … 平成20年5月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、525件(平成24年5月)
- ※2 特例保険料の納付 … 第三者委員会のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、31,479件、約34億円(平成23年11月)
(納付を勧奨した件数42,009件のうち約75%、特例納付保険料の総額約54億円のうち約63%)
- ※3 65歳から受給した場合の回復総額…記録訂正による受給者の年金額(年額)の増額の累計である785億円を、65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、
受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

5 今後の年金記録問題への対応

(1) これまでの取組みと今後の対応



(2) 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せの今後の実施方針について

受給者に係る紙台帳等と
コンピュータ記録との
突合せ

受託事業者段階での突合せ作業を、平成24年12月を目途に完了させるよう作業を進め、記録不一致者へのお知らせ通知を平成25年度中を目途にお送りする。

被保険者に係る紙台帳等
とコンピュータ記録との
突合せ

受託事業者段階での突合せ作業を、平成25年度中に終了し、記録不一致者へのお知らせ通知についても平成25年度中を目途にお送りする。

紙台帳検索システムを活用した未統合記録の持ち主検索作業

いわゆる5,095万件の未統合記録のうち、これまでに統合された記録(1,647万件)、死亡が判明した者等の記録(654万件)、脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかない記録(554万件)を除く、2,240万件のうち持ち主の検索が可能な全件について、平成25年度中に紙台帳検索システムを活用した作業を進め、記録の持ち主と思われる方へのお知らせについても平成25年度中を目途にお送りする。

(3) 被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せに関する今後の対応について

審査依頼未終了基金の審査依頼提出促進

審査依頼未終了基金（23年11月現在：約170基金）に対して、年金局において、平成24年10月末までに審査依頼提出を終えるよう指導の徹底を行うこととしている。

10月末までに提出が難しいと見込まれる基金に対しては、年金局において作業状況等について報告を求め、特段の理由なく作業を遅延していると認められる基金に対しては、厚生年金保険法第179条に基づく是正命令等を行い、作業の督促を行うこととしている。

死亡者の記録の突合せ

遺族年金受給者のいる死亡者の厚生年金基金加入員記録のうち、「気になる年金記録の確認キャンペーン」の中で遺族から申出のあったものについて、国記録との突合せを行う。

国と基金等のいずれかに突き合わせる記録が見つからない事案の取扱い

24年4月より、突き合わせる記録が見つからない原因の確認・突合せ作業を実施中である。

また、その作業によって突き合わせる記録が見つからない場合には、記録の持ち主と思われる者に対して確認のお手紙を送付すること等により、年金事務所への申出を促す等の対応を行う。

(4) 気になる年金記録の確認キャンペーンについて

趣旨

年金記録問題の解決に向けて、これまで、「ねんきん特別便」等をお送りし年金記録の確認をお願いするとともに、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業等を進めてきたが、未だ多数の持ち主不明の記録が残っている。

手がかりがつかめない記録については、ご本人から心当たりの記憶を申し出いただくことが持ち主の発見につながることから、平成25年1月を目途に、「もれ」や「誤り」が気になる記録についてご確認いただくキャンペーンを開始する。

キャンペーン内容

未統合記録の「ねんきんネット」による個人検索

なお未統合となっている記録について、「ねんきんネット」から、氏名、事業所名等による検索を可能とする。

年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼びかけ

年金記録のもれが見つかりやすいパターンや、簡単に確認できるチェックポイントを盛り込んだパンフレット等を活用し、記録の確認を呼びかけ。

生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート

現役世代に比べ、統合が進んでいない高齢者を対象に、市区町村等の協力を得て、キャンペーンの周知や年金記録の発見を支援。

厚生年金基金記録の確認

厚生年金基金から年金を受けていた方等の厚生年金基金記録について、遺族等の申出を受け、国のコンピュータ記録との突合せを行う。

(5) 今後の年金記録の正確性確保対策(いわゆる再発防止対策)

事 項	対 策
ご本人による記録の確認	「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」により、ご自身の年金記録を定期的に確認いただくことにより、記録の正確性を確保する。
基礎年金番号の重複付番の防止	新規に基礎年金番号を付番する際に、重複付番のおそれがある場合には、他と区分して管理するシステムを導入し、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとする。
各種届出書の電子化等	市町村や事業主からの届出書等の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。
厚生年金基金への記録情報の提供	平成26年度を目途に、国の保有する厚生年金基金加入員の記録を定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みを開始すべく準備を進める。

その他関連対策として、3号扶養チェック、事務処理誤り防止、共済記録整備、待機者対応、一括適用と本社管理への促進、第三者委員会対応に取り組む。